

産業構造審議会商務流通情報分科会第2回製品安全小委員会

議事録

日時：平成26年6月30日（月）10：00～12：00

場所：経済産業省本館17階 国際会議室

**議題：**

1. 電気用品安全法の技術基準等について
2. ガス用品等における技術基準等体系の見直しの検討状況
3. リコール情報等の周知に向けた取組について
4. コーナン商事に対する電気用品安全法に基づく行政処分について
5. 平成25年度製品安全政策に関する取組状況について
6. その他

**議事概要：**

○岡部製品安全課長　　まだ、おそろいでない委員もいらっしゃいますけれども、定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会商務流通情報分科会第2回製品安全小委員会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、ご多用のところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。以後の議事進行は宮村委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

○宮村委員長　　議事に入ります前に、寺澤商務流通保安審議官からご挨拶、よろしくお願いいたします。

○寺澤商務流通保安審議官　　おはようございます。商務流通保安審議官の寺澤でございます。

本日も、暑い中、非常に恐縮でございます。省エネをモットーとする我が省なものですから、冷房を強くするのも難しいのですけれども、その中でよろしくお願いいたします。

今日のテーマは大きく2つございます。1つは国際的な動向とか技術革新を踏まえた技術基準の見直しでございます。電気用品については、ご案内のように、性能規定化を今年の1月1日からスタートしました。また、それに先立ち12月から電気用品整合規格検討ワ

ーキング・グループを立ち上げました。これまで2回開催して、20以上の整合規格を整備してきたというところがございます。まだまだ先行きございますけれども、その作業状況をご報告させていただきたいと思っております。次に、ガス用品についても性能規定化を目指して、できれば今年度中には性能規定化を実現すべく鋭意準備をしています。その準備状況についてもご報告させていただければと思っております。

2つ目の大きな議題はリコール関連でございます。ご案内のように、リコール対象製品が回収されないまま重大事故につながっているというのは毎年100件ぐらい、残念ながら、生じています。昨年12月、前回もこの場でご議論させていただいたときに、リコール製品の回収を上げていくためにどのように周知をし、実際に知っていただくだけでなく、消費者に動いていただくと、アクションを起こしてもらうということは非常に重要だということで、多様なご意見をちょうだいしました。

その後、私どもとしても、関係省庁、関係団体との連携、それから、対象が広いものから絞り込むことと、きめ細かい周知と、消費者教育というさまざまな観点から検討をしてきました。本日は、こうしたリコール製品の回収増大に向けたいろいろな施策の展開について、私どもの考えをご紹介しますので、ぜひご意見とかお知恵をちょうだいできれば幸いです。

冒頭申し上げましたように、暑い中で恐縮でございますけれども、製品安全のさらなる推進に向けて、本日は忌憚なくご意見をちょうだいできれば幸いです。よろしくお願いたします。

○宮村委員長　　どうもありがとうございました。

本日も、議事、よろしくお願したいと思っております。

次に事務局より委員の出欠のご確認をお願いしたいと思います。

○岡部製品安全課長　　初めに、新しく審議にご参加いただきます委員をご紹介します。長岡委員に代わりまして、渡辺委員でございます。

○渡辺委員　　（起立一礼）

○岡部製品安全課長　　よろしくお願いたします。

次に委員の皆様方のご出欠を確認させていただきます。岡本委員は本日、ご欠席されております。ご出席の委員、オブザーバーのご紹介は座席表をもってかえさせていただきます。

○宮村委員長　　どうもありがとうございました。

会議の定足数について確認させていただきたいと思います。本小委員会は委員の出席者が過半数を超えておりますので、成立することを確認いたします。

次に配付資料の確認を事務局よりお願いしたいと思います。

○岡部製品安全課長 お手元に配付資料一覧がございます。資料1から資料7までございます。もし資料の不足がございましたら、審議の途中でも結構でございますので、手を挙げて事務局にお知らせいただきたいと思います。と存じます。

## 1. 電気用品安全法の技術基準等について

## 2. ガス用品等における技術基準等体系の見直しの検討状況

○宮村委員長 それでは、議事に移りたいと思います。

先ほど審議官からお話がありましたように、今日大きくは技術基準関係とリコール関係についての議題になります。

最初は技術基準についての議事から進めていきたいと思います。まず議題1及び議題2になりますが、事務局の製品安全課よりまとめてご説明をいただいた後、質疑の時間を設けたいと思います。ご説明、よろしくをお願いします。

○岡部製品安全課長 最初の議題でございます電気用品安全法の技術基準等についてご説明をいたします。まず①の電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況のご報告でございます。資料1をごらんください。

当小委員会で昨年12月に電気用品整合規格検討ワーキング・グループの設置をご了承いただいたところでございますけれども、このワーキング・グループはこれまで2回開催しております。本年1月からの性能規定化を受けまして、整合規格を審議する場所として、このワーキング・グループの設置をいただいたところでございます。

資料の右側の下にございますように、3. でございます。第1回のワーキング・グループを本年2月に開催しまして、15規格について整合規格として採用することを確認いたしました。第2回は本年5月に開催し、9規格についての採用を確認したところでございます。この規格については、第1回分については既に4月14日に公表済みでございます。第2回分については現在、パブリックコメントを行っているところでございまして、7月の中旬にも別表第十二の改正という形で公表をする予定にしております。

このワーキング・グループでございますけれども、メンバーは明治大学の三木先生を座長として、別添1に書いてございますように、電気関係の専門家あるいはリスクアセスメント、消費者の観点といった方々でご審議をいただいたところでございます。このワーキ

ング・グループについては、これ以降も活動を続けて、整合規格を順次整備する予定にしております。

次に、2つ目の電気用品安全法の技術基準体系の整備方針ということでご説明したいと思います。資料2-1をごらんください。今ご説明をいたしましたように、整合規格ワーキング・グループでの審議を通じまして、技術基準解釈通達の別表第十二にございます整合規格を列挙した規定でございますが、これの整備・拡充を鋭意進めるということでございます。右下の図にございますように、現行体系の一番下の別表十二をだんだんと拡充いたしまして、一方で、いわゆる旧1項基準と呼ばれています従来の省令で仕様規定となっていた部分については、整合規格が整備されました分野から順次廃止をしていこうと考えております。この図でいいますと、緑の部分がだんだんと小さくなっていくという予定にしております。

この旧1項基準の廃止に当たりましては、突然に廃止しますと、事業者の方々の製造ラインの切りかえであるとか、流通在庫といった点で問題が生じかねないということから、ある程度の猶予期間を設定しながら廃止を行っていきたいと考えております。一方で、事故を反映する、あるいは新技術への対応をするということで、緊急性のある場合については必要最小限の見直しを旧1項基準で行っていきたいと考えております。今回、3つほどご紹介をさせていただきたいと思っております。資料2-2をごらんください。四角で囲んでいるところです。

事故事例を受けた技術基準解釈の改正として、電源プラグのトラッキング対策の適用範囲の拡大を考えております。それから、新技術への対応のための改正としては、(2)に書いてございますように、配線器具の遠隔操作に対する技術基準解釈の追加と、3つ目に書いてございます引込用ポリエチレン絶縁電線に関する技術基準解釈の追加を今後、行っていきたいと考えております。内容の詳細については4ページからご説明をしたいと思います。

4ページは電源プラグのトラッキング対策でございます。現在のところ、冷蔵庫、冷凍庫に使用されている電源プラグについては既に耐トラッキング性を個別要求事項として規定しているところでございます。しかしながら、トラッキングは冷蔵庫、冷凍庫に限って起きるものではございませんので、全ての製品について電源プラグの耐トラッキング性を要求することにしたいと考えております。4ページの一番下に書いてございますように、耐トラッキング性をもつための確認の試験について今回、定めようと思っております。こ

れから、ここにあります試験を行って、トラッキング耐性の確認をお願いしようと考えております。

2点目は点滅器、接続器などの配線器具の遠隔操作ということでございます。この遠隔操作については現在、家の外から例えばスマートフォンを使ってインターネット回線を使いながら遠隔操作をするということが行われるようになってきております。昨年、別表第八に書いてありますような電気用品については、一定の条件のもとに遠隔操作を認めるという改正を行ったところでございます。昨年、行いましたのは、例えばエアコンを家に帰る前に外出先から操作をするという内容でございました。今回新たに遠隔操作を認めているとしておりますのは、HEMSなどへの対応として、配線器具、スイッチなどを外から遠隔操作できるようにしようというものでございます。5ページ目にポンチ絵をかいましてございますが、外出先からインターネット回線を通じて家の中の換気扇などを操作することができるというふうなものでございます。

この遠隔操作については、当然ながら、どんな条件でもやっていいというものではございません。遠隔操作を行うことによって危険が生じないということがきちんと判断できるような機器に限定するというものでございます。また、通信回線の故障などによりまして通信が途絶しても、機器のほうは安全状態を維持すると、危険なほうにはいかないということを条件づけております。それと、遠隔操作と実際に家の中にいる、目の前にいる人との間で、手元の操作が優先されるというのも条件づけているところでございます。また、遠隔操作ですので、実際に機器がどういう状態になっているかを目でみることはできませんので、操作結果のフィードバック確認ができるということもお願いをしたいと考えております。

一番大事なことは、遠隔操作をすることによって危険が生じるかどうかというのをきちんと判断した上で遠隔操作を行えるというのが大事なことでございます。例えば延長コードのようなもので何がつながれるかわからない、要はどのようなリスクが生じるか判断ができないものについては、引き続き遠隔操作の対象外としたいと考えております。

それから、6ページでございます。3つ目、引込用ポリエチレン絶縁電線でございます。電柱から各家庭までの引込線の絶縁材は、これまでビニール製のみ認められてきておりましたけれども、ポリエチレン製のものについても現在、耐候性が上がって安全性が高まったという点と、ビニールの場合には燃やしたときにダイオキシン発生のおそれがあるといったような環境負荷の問題もございますので、今後、ポリエチレン絶縁電線の使用を認め

ていこうという改正でございます。

電気用品関係の3つ目、最後でございますけれども、資料3をごらんください。電気医療機器に使用されるACアダプタの電気用品安全法の適用見直しでございます。昨年6月に閣議決定された規制改革実施計画の中に、医療機器に使用されるACアダプタについて電気用品安全法が求めるものと同等以上の水準が確保できた場合には、電安法に基づく検査の簡素化について検討することというのがございました。これはどういうことかといいますと、電気医療機器に使用されるACアダプタについては電気用品安全法の規制がかかっているわけですが、これ以外にも薬事法の規制が医療機器としてかかっております。私どもで厚労省と相談をした結果、薬事法で電気用品安全法が求めるのと同等以上の水準が確保できた場合、電気用品安全法の対象から外していこうと考えております。

具体的にどういう考え方でこういう結論にしたかと申しますと、1つには安全基準として薬事法で定めている基準が電安法の安全基準と同等以上であること、これは技術面からの検討でございます。もう一つは手続の問題でございます。適合性確認の手続の問題で、ACアダプタは電気用品安全法上、第三者機関の認証が求められております。したがって、この適合性確認の手続、薬事法における手続で、第三者認証以上の手続、もう一つ具体的にいうと、薬事法には大臣承認がございますけれども、こういった大臣承認ないし第三者認証が行われる医療機器について、電安法の技術基準以上のものが担保されるということであれば、これを電安法の対象から除外するという考え方でございます。こちらについては、今年の秋を目指して関係規定等の整備を行っていきたいと考えております。

続きまして、ガス用品等におきます技術基準体系の見直しの検討状況についてでございます。昨年12月の当小委員会でもご報告申し上げたところでございますが、ガス用品についても電気用品安全法と同じように技術基準の体系を性能規定化した上で整合規格を整備していくということを考えております。内容的には、昨年12月、ご説明させていただいた内容と大きく変わっておりませんが、昨年度までに性能規定化の技術基準の骨子を検討いたしまして、2ページ目で見直しスケジュールを書いておりますが、今年度、省令の改正作業をしまいたいと考えております。

省令の施行については、昨年12月には整合規格の整備とあわせて28年度中に施行、それから整合規格の整備と考えておりましたけれども、このところ、若干やり方を変えて、省令の施行自身は来年度中に行い、施行時点では、基本的には現行の仕様規定を一旦整合規格といたしまして、電気と同じように順次、JIS準拠の整合規格に置きかえてい

くという段取りにしたいと考えております。

以上でございます。

○宮村委員長　　どうもありがとうございました。

今の技術基準に関する検討状況の説明について、委員の皆さんからご意見を伺いたいと思います。恐れ入りますが、ご意見やご質問がありましたら、ネームプレートを立てかけていただきたくお願いします。よろしくをお願いします。いかがでしょうか。

大崎委員、お願いします。

○大崎委員　　東京大学の大崎でございます。

資料2-1の電安法の技術基準体系の整備方針について、少しコメントさせていただきたいと思います。

旧1項基準、省令1項基準の扱いについて、方向性としては、整合規格が整備された分野から順次廃止するというところで結構だと思っておりますが、省令1項基準の中には、国際整合された規格でカバーし切れない、あるいは個別の事情によって入っている技術基準があります。そういうものについては、単に電気用品というだけではなく、例えば電気設備などとの関係において、どのように統一化していくか、要するに、1項と2項との統合を図っていくのかというところの考え方の整理をしていくことが必要ではないかと考えております。今後、それらについてもさらに検討し、国としての方針を示していただければと思っております。

もう一つ、これは些細なコメントですけれども、右下の図において技術基準解釈の別表十二の整合規格の意味は、もともとは国際規格に整合するという意味での整合規格で、右側の整合規格は、それに対して性能規定化に適合したという意味での整合規格で、同じ整合規格という言葉を使っていますが、ちょっと意味合いが違うのかと私は理解しています。

以上でございます。

○宮村委員長　　ありがとうございました。

○岡部製品安全課長　　ご指摘のとおり、旧1項基準をただ単になくしていくということではないと理解しております。そこは、ある程度残さなくてはいけないもの、あるいは変えていかななくてはいけないもの、そういうものは残した上で検討すると。詳細については、これからの課題かと思っております。

それから、この表記の仕方については、確かにわかりにくいところがございましたけれ

ども、意図しているところは、だんだんと整合規格の整備を進め、1項基準のところを廃止していくということをあらわしたかった図でございますので、そうご理解いただければと思います。

○宮村委員長 大崎先生、よろしいでしょうか。

○大崎委員 はい。

○宮村委員長 貴重なご意見、どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

宗林さん。

○宗林消費者安全課長 1点だけ聞かせてください。消費者庁でございます。

電気医療機器に使用されるACアダプタの件ですけれども、これは一体型のもものと分離するものとあると思いますが、アダプタ自身に電安法のマークがつかなくなるということになりますでしょうか。

○岡部製品安全課長 その点については、PSEマークはつかなくなるようになります。ただし、ここは業界とご相談をしているところですが、「これが電安法の適用外であって、薬事法でみている」ということがきちんと使う方にわかるような形での表示をお願いしているところがございます。

○宮村委員長 青山さん。

○青山委員 今の消費者庁のご質問と同様ですがけれども、消費者にとっては、電気医療機器に使用されるACアダプタについて安全に使いたいということが大前提であるわけです。そういうことからして、私も過重な規制は撤廃していいだろうと思っておりますけれども、薬事法と電安法で規制をしていた齟齬というか、過重過ぎて困る、あるいは両方走っていることによって不適合が生じたとか、そういうことがあるのでしょうか。今まできちんとやってきたものについて同等以上の水準が担保できるからいいよということの安心感を得たいと思うので、その辺はどうなんでしょうか。

○宮村委員長 お願いします。

○岡部製品安全課長 医療機器用のACアダプタについては、これまで2つの法律で規制をかけていたところがございます。それぞれ法律の目的が違ってかけているということでございます。薬事法も、電気用品安全法も、最近では国際規格に準拠した形での基準づくりが進められていまして、そういう意味では、かつて、それぞればらばらにつくっていた技術基準も国際規格に準拠するという形で、同じような規制がかけられていることがだ

んだんとはっきりしてきたということでございます。

こちらの図をみていただきたいのですが、1つは、この手続として第三者認証以上のことが行われていないものについては、安全基準が電安法と薬事法で、薬事法が同等以上であったとしても、きちんとここは認証の手続がとられていなければならないということで、自己認証だけのものについては今回、対象外としないというか、引き続き電安法の対象としてみていくことにしております。もう一つ、大臣承認、第三者認証を行う機器であっても、安全基準が電安法と同等以上であると確認できない品目については、引き続き電安法の対象としていくということにしています。

さらに、これは仮定の話でございますけれども、仮に大臣承認、第三者認証、かつ安全基準が電安法以上であるものであっても、将来的に基準が変わった、あるいは承認の手続の仕方が変わったということになりましたら、改めて電安法の規制対象にしていくということを考えていきたいと考えています。

○宮村委員長 青山さん、よろしいですか。どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

野坂さん。

○野坂委員 資料2-2について質問します。新しい技術への対応のための技術基準の解釈の改正。新技術に対応して、このように広げていこうという方向性は私も評価いたします。その上で質問いたします。

さまざまな新しい技術で遠隔操作ができるようになっていくということで、この資料を読みますと、危険が生ずるおそれのないものとして認めるということですが、実際、HEMSへの対応などで、これまでトラブルはないものなのかどうか、確認したいということ。2点目として、現在想定しないような使い方が将来的にあり得るわけですね。そういったものについては今後、その都度、危険性があるかどうかを確認した上で対象として加えていくという判断をされるのか、今後の見通しについて伺いたいと思います。

○宮村委員長 遠隔操作に関するご質問ですね。よろしく申し上げます。

○岡部製品安全課長 現時点では、配線器具などについては、こういった遠隔操作は認められてきておりませんので、そういう意味では、そういった事故はまだ発生しておりません。それから、現在わかっていないことで事故が起きるであるとか、そういったことが考えられる場合には、こちらの基準は見直しをしていくということは考えております。

○宮村委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

水流さん、どうぞ。

○水流委員 資料3で先ほどの医療機器の件ですけれども、効率的に役割分担があつていいと思いますが、リコールとの関係性について存じ上げないものですから、医療機器としたものが通過して出回ったのですけれども、トラブルが起こった場合に、リコールは経産省でやるのですか、それとも厚生労働省のほうでやるのでしょうか。

○岡部製品安全課長 薬事法の対象のものについては厚生労働省でリコールをみていくことになっています。

○水流委員 それで思ったのですけれども、全体的にユーザーの手元にあるリコール製品でいろいろな問題が起こっていると。もちろん厚労省でリコールの技術があればいいのですけれども、リコールに関しては、お互いに何らかの共有みたいなものを、お互いにノウハウがあればノウハウをお渡しするとかいう形をもっていないと、家庭用電気マッサージとか電子血圧計となってくると、かなり家の中に入っていくので、それはなかなか回収が難しくなるのかなと思いました。

○宮村委員長 リコール情報の一元化についての体制はどうなっているかということですが。

○岡部製品安全課長 消費者に対する情報の周知という意味では、各省がつかさつかさで情報を提供するというのは行っています。それと同時に、消費者庁のほうで各省横断的にリコール情報は発信をしていくということにしております。今ご指摘いただきましたリコールノウハウの共有については、正直いいまして、現在のところ、厚労省とできておりませんので、その点は消費者庁とも協力しながら、政府内部で考えていきたいと思います。ありがとうございました。

○宮村委員長 宗林さんから、何か一言ございますか。

○宗林消費者安全課長 かなり前の製品で大きな火災が起きたとき、医療機器で起きたような事例が新聞で記憶にありました。そのときにアダプタではないかということも、ごめんなさい、記憶は定かでなくて整形外科だったと思います。家庭の中にあるACアダプタのときに、各省連携しながら情報共有、もちろん消費者庁でも発信していきますけれども、消費者にとってわかりやすく発信と、これが何の基準で守られているのかがわかるようにしてまいりたいと思っています。経産省とも連携してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○宮村委員長　ぜひ情報共有は積極的に進めていただいて、より安心安全な社会を構築していただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

非常に貴重なご意見、ご質問ありがとうございました。事務局では本日の意見も踏まえまして今後、技術基準見直し等の作業を進めていただきますとともに、引き続きワーキング・グループでの検討等の結果について小委員会へフィードバックをよろしくお願ひしたいと思ひます。

### 3. リコール情報等の周知に向けた取組について

○宮村委員長　次の議題に移りたいと思ひます。議題3になりますが、リコール情報等の周知に向けた取組について、事務局よりご説明をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○岡部製品安全課長　資料5をごらんください。昨年12月の本小委員会の際にもリコール情報の周知についてご議論いただき、さまざまご意見をちょうだいしたところでございます。こういったご意見も踏まえまして、これから製品安全政策はどう展開していったらいいかというのを案としてとりまとめたところでございます。観点といたしまして、中央に書いてございますように、一層の製品安全の確保を図るために何をしていかななくてはいけないのかということで、3つの観点を書いてございます。

1つは、事業者、消費者など全てのプレイヤーが全員で安全意識を向上させていく必要があるのではないか。2つ目は、画一的にリコール情報などを出していても、なかなか消費者に届きにくいところがございますので、その製品特性に応じて、あるいは使用者に応じて、きめ細かくリコール等の製品安全情報を消費者に届けていく必要があるのではないか。3点目、これはなかなか難しい、ハードルの高いところかと思ひますけれども、製品安全情報を消費者に届けたとしても、それを受け取った消費者に連絡をいただくであるとか、消費者のアクションを起こしていただかなければならないということで、この消費者のアクションをどのようにして促していくのか。この3つの観点で案を考えております。3つの観点それぞれ詳細については次のページから順にご説明をしたいと思ひます。

1枚めくっていただきまして、リコール情報等の周知に関して画一的な対応からきめ細かな対応へと書いてあるところでございます。これまで全リコール情報をホームページに掲載する、あるいは情報発信などを行っているところでございますけれども、これはこれとして、これに加えた形で年齢、ライフステージ、あるいは情報の感応度、場所などに

じて、きめ細かな対応をしていくことが重要だと考えております。きめ細かな対応を行っていくために消費者への各種情報伝達手段を有します関係省庁等と連携をして、これを強化する形で製品安全情報を消費者の方々に伝えてまいりたいと考えております。現在、各省といろいろとお話をさせていただきました。それをご紹介します。

1つ目、介護福祉施設等でございます。厚労省と連携をいたしまして、こういった施設の施設管理者に、その施設で使うもの、あるいは施設に入居されている方が居室で使うものでリコール製品あるいは経年劣化製品にこういったものがあるのか、わかりやすく確認できるようなチラシをつくりまして配布するとともに、こういった製品がないかということを確認していただくということを計画しております。これは本年の11月、12月を目指して現在、作業を行っているところでございます。

2点目は高齢者宅でございます。1つは消費者庁と連携をいたしまして、都道府県を通じて消費者センターであるとか、社会福祉協議会、民生委員、介護ヘルパーさんなどに、高齢者のお宅で使用されている可能性の高いリコール製品、経年劣化製品をわかりやすく確認できるようなチラシを作成・配布してまいりたいと考えております。高齢者宅については、北原さんの電商連が現在、高齢者宅無料点検訪問強化月間の活動を行われていますけれども、ここでの活動で高齢者にわかりやすいチラシの作成・配布、あるいは高齢者のお宅での製品の確認を要請していく。それから、電商連さんだけではなくて行政サイドも、この活動を支援してまいりたいと考えております。

3点目の学校施設でございます。学校施設については文部科学省と連携をいたしまして、学校で使われている可能性の高いリコール製品あるいは古い扇風機などの経年劣化製品のチラシの作成・配布と、確認を要請していく予定にしております。これは7月にもやる予定です。

4つ目は公共施設事業所についてでございます。火災予防運動にあわせまして、消防庁と連携して各県の消防機関に対して、公共施設や事業所で使用される可能性の高いリコール製品、経年劣化製品のチラシを作成・配布しまして、公共施設などに消防のほうで検査などに入りますので、そういったときに注意喚起を行っていただくということを要請することにしております。

1枚めくっていただきまして、リコール製品等のリスク評価でございます。現在、これまでに報告があったリコール製品は900件ほどございます。この900件について、同じように消費者に発信をする、あるいは事業者にリコールを指導していくというのは、正直いい

まして、資源的に余裕がございません。限られた行政資源を集中させるという意味で、製品そのもののリコールの特性あるいは製造後の経過年数、いわば廃棄がどのぐらいされているのかということも参考にしながら、リコール製品にプライオリティづけをしまして効果的、重点的に指導を行っていくべきリコール製品をあぶり出していこうということを今年度、行いたいと思っております。この結果をもとにして、製造、輸入事業者に対して重点的にリコールを指導していくとともに、消費者に対しての情報も、こういったところを重点化したいと考えております。

資料右側の流通事業者向けガイドの普及でございます。昨年7月に製品安全に関する流通事業者向けガイドを作成して、これの説明会を開催してまいりました。それから、業種別ということで、通信販売、ホームセンター、街の電器屋さん、こういった業界ごとの製品安全ガイドブックが4月に公表されたところでございますので、今年度はこれの普及を行っていきたいと考えております。また、他の業界でも業界別の製品安全ガイドブックを作成したいという業界がありましたら、私どもで支援をしていきたいと考えております。

また1枚、めくっていただきまして、次からは事業者における製品安全意識の一層の向上についてでございます。製品安全高度人材育成プログラムの開発・実証ということで、企業の中で製品安全を担っていく方々のスキルアップを図っていくものでございます。私どもも、これまでリスクアセスメントのハンドブックであるとか、リコールのハンドブックというテーマごとにハンドブックをつくってまいって、それを説明会などでご説明してきたところでございますが、企業の製品安全を担っていただく方々の安全意識の向上、あるいは他の企業で行っている優良な事例の獲得といったような点で支援をしてまいりたいと考えております。企業の製品安全担当者向けの教育プログラムということで、このプログラムの開発とその実証を今年度、やっていきたいと考えております。

右側の表彰制度については、今年度で8回目を迎えることになっております。これまでに64企業・団体が受賞されているところでございます。昨年度から、製造、輸入、小売の方々だけではなくて、サプライチェーン全体で製品安全を確保していくという観点から、これ以外の企業・団体の方々についても社会の製品安全文化の定着に寄与している企業・団体について、特別賞として表彰を開始しているところでございます。また、この下に書いてございますように、大臣賞を3回以上受賞した企業には「製品安全対策ゴールド企業マーク」の使用を認めていきたいと考えております。

1枚めくっていただきまして、製品安全優良企業コミュニティの創設でございます。表

彰で賞を受賞された64ほどの企業・団体が集まっているわけでございますけれども、こういった企業の間で、例えば同じ年の表彰を受けた方々の間で情報交換であったり、お互いのノウハウの開示であるとか、こういった取組がなされていると伺っております。これを同じ受賞年度の方だけで閉じてしまっただけではもったいないので、受賞企業全体でこういった情報交流を行う場をつくってはどうかということで立ち上げたいと考えております。

全体の場あるいはテーマごとに興味のある企業の方々とワーキング・グループをつくって、その中で、より一層の製品安全に取り組むということをやっていただきたいと考えておりますけれども、将来的には、受賞企業の中だけでこういったものが閉じることなく、外側の企業にも製品安全に対する意識の向上あるいはノウハウが伝わっていくような場に育ってほしいなと考えているものでございます。

それから、1枚めくっていただきまして、最後に消費者のアクションを促すための取組でございます。ご案内のとおり、受け取った情報を活用して、いかに消費者に危険を回避していただくのかというところが非常に大きなテーマになっております。

1点目は、昨年12月にもご意見をいただいたところでございますが、小学校の高学年を対象とした製品安全に関する教育ということで、副読本の作成と体験学習プランの作成を今年度、行っていきたいと考えています。子どもたちだけに意識をもってもらうのではなくて、保護者の方々あるいは祖父母の方々も巻き込んだ形で、家庭での安全向上を図りたいと考えております。

2点目の消費者向けの製品安全教育については、これまで全地婦連の協力を得て全国各地で製品安全セミナーを開催してきているところでございますけれども、これに加えて、住設機器メーカー等の協力を得まして、一番危ない盛りの4歳前後のお子さんをおもちのご両親に対して、住宅展示場であるとか、ショールームであるとか、実際に機器のあるところを使って、そこでの事故に関する体験型の製品安全セミナーを開催したいと考えております。

3点目でございます。製品安全総点検週間におきまして、毎年11月に大型ポスターを張っております。昨年は東京メトロであるとか、羽田空港あるいは私鉄のご協力を得まして、ポスター掲示で広く啓発活動を行ってまいりましたが、今年度は、これまでの東京中心だけではなくて全国の主要都市などにおいても同様に、こういった啓蒙活動を行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○宮村委員長　　ありがとうございました。

より一層、安全安心な製品・サービスを供給するという視点から取組をご紹介していただいたわけですが。リコールをいろいろ行っても情報が的確に届かないとか、さらにアクションまで結びつけるのは難しいところがあるという点を踏まえて、さらに一層の取組の改善を進めていきたいということについてご説明をいただいたわけですが。ご意見、ご質問ございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

松本委員。

○松本委員　　リコールに関しては2点ほど申し上げたいと思ひます。

1つは、電商連さんが高齢者宅無料点検訪問強化月間ということで直接高齢者に働きかけられることは大変いいことだと思ひます。ただし、他方で高齢者をねらう悪質商法がございまして、売りつけるために、何か点検に来ましたと申して、非常に高価なものを強引に契約させるということもございまして。電商連さんには、そういう悪質業者ときちんと差別化して信頼を得ていただけるような、うまいアプローチの仕方を工夫していただきたいと思ひます。それが第1点です。

もう一点は、1週間ほど前でしたか、足裏用マッサージ器のカバーを外して首筋に当てていたところ、衣服が巻き込まれて高齢者が窒息死されるという事故がございまして。その製品自体は80年代のものだそうで、20数年前という、まさに長期使用製品になるのでしょうけども、製品の欠陥という位置づけではなくて、カバーを外して、しかも首筋に使っていたということで、誤使用扱いとして注意喚起をもっと強化するということが対応されていると新聞には報道されております。このケース、いろいろな評価の仕方があると思ひますが、いろいろ分析をして、新たな取組を考える必要がある例ではないかなと思ひます。

1つは、長年使っているから性能が悪くなったという意味の経年劣化ではないと思ひますが、20年も使っていればカバーは汚くなったり破れたりして外していらっしゃったのかもしれないという点では、非常に広い意味での劣化ということになるのではないかと。

もう一つは、使用方法について、足裏用を首に使っているということが完全な誤使用なのかどうか。カバーを外して使っているという点は、確かに衣服が挟まれるという危険があるので、首筋だとその危険性が高くなるというところはあるかと思ひますが、誤使用かどうか、やや評価が分かれるところかもしれないです。現在の製品はカバーを外すと動かなくなるような安全設計がされているということですが、より安全な設計が出たら過去のものには欠陥というふうにはみないという考え方ですから、それで欠陥ということにならない

と思いますが、昔から使われているものであり、高齢者が使っているものであり、ついつい誤使用してしまうものについての取組を強化していただきたいと思います。

3つ目、ついでに消費者教育との関係で、国民生活センターも消費者教育推進法で消費者教育の拠点としていろいろやれということがいわれております。今、稼働しておりませんが、相模原に研修施設があり、もう一つ商品テスト施設がございます。相模原の研修施設の再開に向けて現在、検討会で検討していただいております。再開が決まりましたら、商品テスト施設と同じところにあるという利点を生かして、ここに掲げられております安全教育の面での消費者教育に取り組みたいと考えている次第でございます。

○宮村委員長　　ありがとうございました。

北原さんから、先ほど電商連さんの取組というお話がありましたので、具体的にお話しいただけますでしょうか。

○北原会長　　ありがとうございます。

先ほど松本委員ですか、ありがとうございました。私ども4年ほどになりますけれども、9月の敬老の日を中心に、こういうことを始めたわけです。最初はなかなか難しかったのですが、全国46県で実行するようになりました。ただ、先ほどいわれたような資格の問題でお断りというところもありますので、進んだところは地域の社会福祉協議会へお願いしたり、民生委員と同行して希望のあったところへ行く。その基本は、たこ足配線だとか、またはリコール製品の発見をすることに努めております。したがって、各メーカーからもらったパンフレットをもって訪問したり、たこ足をみたりしております。最近では、これから出てくるスマート社会に対するスマートライフジャパンの関係でも、学校教育にも一緒に委員が行って、子どもへの教育にも協力をさせていただいております。

一番の問題は、私どもはスマート社会に向かって、例えば出てきたHEMSだとか新しい技術の問題もありますので、製品勉強会をしたり、それには経産省や消費者庁の協力もいただきながら、これから何とか資格を勉強していくルールをつくろうと思って組織を挙げてやっておりますが、いろいろな面でご支援をいただきたいと思います。ありがとうございます。

○宮村委員長　　引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。

マッサージ器について、どういふ状況か、よろしくお願ひします。

○岡部製品安全課長　　マッサージ器については、所掌でいふと、薬事法なものですから厚労省でご対応いただいているところだと思ひます。その上で、こういったものについて、

現在ではいろいろな対策がとられているけれども、昔のものはリスクが残っているようなもの、これはマッサージ器だけではございませんで、例えば電気ストーブなども、今売られているものは倒れるとスイッチが切れるような構造があります。もっというと、倒れた上に物が倒れてきて、また通電してしまうというのは、阪神・淡路大震災のときにかなり事故としてありましたし、かつ東日本大震災のときもそういった火事の事例というのがございました。こういった新しい技術に対応していない古いものについては、使用されている方にはぜひ買い換えをお願いしたいということで、こういったことも呼びかけをさせていただいておられます。

○宮村委員長　消費者教育については、改めてご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

東嶋さんから、どうぞ。

○東嶋委員　ご説明ありがとうございました。東嶋です。

対象にあわせた、きめの細かい対応をしていただいていると感心いたしました。

現状のことについて1点、今後のことについて2点ほど申し上げます。

まずリコール製品のリスク評価について、これは非常にすばらしい試みだと思います。全てに対して同等にリコール、広報していくわけにはいきませんので、優先順位をつけるというのは全く同感でございます。それぞれの製品について、そのダメージの大きさと人数、台数、そして廃棄率、ほかに、今ご議論あったように使い方が変わったなどの点もあるかと思ひますので、これまでの900件について、ぜひ子細に分析していただひ役を立てていただければと思ひます。

それから、現状、議論に上っているのは市場に出回っている製品のことでありますが、今後のことについてご提案をさせていただきます。資料5-3の製品安全に関する流通事業者ガイド、中身がどのようなことを書いてあるのか現時点で知りませんので、後で拝見させていただければと思ひますが、1つはメーカーと流通事業者に対してのご提案というかお願ひ、ご検討いただければと思ひます。

リコールがあつて、自分の家の家電製品がリコール対象の製品かどうか調べようと思ひましたところ、わかりやすい前面の位置にメーカー名とか製造年月とか品番がないことがございます。それで、説明書を探したりしても、なかなか手間取ったりいたしますので、今後は、リコールも勘案に入れて、この3点、あるいはほかの情報も必要かもしれませんが、リコールの際にわかりやすい情報を前面につけていただひということをご検討いただ

ければと思います。

それから、以前に通販で品物を買いましたとき、メールでリコール情報が届きました。今後は、製品の購買時、販売店やリサイクル店などで、あるいは買った後に自宅でも結構ですので、例えば自分のメールアドレスなどをメーカーや流通業者に登録をしておく、その製品のリコール情報や新製品情報とか修理の情報が届くという仕組みをつくっていただけるとありがたいと思います。これは既にあるかもしれませんが、またガイド等に入れていただいたり、制度としてご検討いただければと思います。

以上です。

○宮村委員長　　ありがとうございました。

特に900件のリコールの分析情報などは活用していただきたいということです。

○岡部製品安全課長　　分析については、また分析できたところでご紹介をしていきたいと思えます。

それから、製品の情報をわかりやすくということについては、また検討をさせていただきたいと思えます。

それから、メール登録の話については、例えば販売店とかメーカーとか一部大きなところでは既にやられているところが多いかと思えます。一方で、メーカーなどにお話を聞くと、苦労しているのは消費者に登録していただけないという。消費者がどうアクションを起こしていただくのかというところがかなり大きな課題になっているようでございます。この点については、優良事例といえますか、消費者が自分の情報を登録すると、例えばポイントがつかますとか、保証期限を延長しますといったような取組をされている企業もありますので、こういった好事例も広報しながら進めていきたいと思えます。

○宮村委員長　　ありがとうございました。

長田さん、どうぞ。

○長田委員　　ありがとうございます。長田でございます。

私どもも製品安全セミナーを全国各地で開催させていただいておりますので、その参加者や私の周りでリコールの話聞いてみました。中には自分が使っているものがリコール対象になっていたという経験をもっているものもおりますが、そのものたちからの話の中で共通する一つが、自分のもっていた製品がリコール対象であったということがわかった段階で連絡先に連絡しようと思ったら、「9時～17時の対応時間から外れていました。」という。電話窓口を土日に設置していらっしゃる場所もありますし、ウェブサイ

トやメールでの登録ができるようになっている会社もあります。でも、平日の9時～17時だけの連絡先という場合もございまして、とりあえず自分のうちの製品は普通に動いているのでと思っているうちに連絡を忘れてしまったという話がございました。その中から一つの教訓としては、ユーザーがアクションを起こすツールを幾つか提供しておかないと、平日の9時～17時の電話連絡だけというのは対応するのが難しい状況になっているのだなということがわかりました。

もう一つは、経産省のチラシや消費者庁のウェブサイトでもチラシでもそうですけれども、火災のおそれとか、チラシでも重大事故だとすごくアピールしてくださっていますが、実際にリコールしている各社の告知はなかなかそうはなっていないくて、「重要なお知らせ」とか、そういう感じになっているのですけれども、それがいずれ発火の可能性もあるというところまで結びついていないのではないかなと思います。

そういう対象だということを新聞告知などで知った場合、そこだけの情報で閉じてしまうユーザーのほうが多いと思ひまして、消費者庁や経産省のサイトをみたり、チラシをみるというチャンスを得ないまま置いてしまうというユーザーもいるのではないかと思いますので、リコール告知やウェブサイト上でのお知らせを、本当にリコールのアクションを起こしてほしいと思っているのであれば、そういう訴えかけをぜひ各メーカーにしていきたいと思っています。

○宮村委員長　　ありがとうございました。

高橋さん。

○高橋委員　　2つほどあります。1つは、ややへ理屈で大変申しわけないんですけども、リコール情報の周知のところで、幼稚園とか保育園というのは誰がどういうふうに伝えるのかということで、等に入っているのか、入っていないのか。厚生労働省と連携したと、これは保育園だなど、下の学校施設というと幼稚園は入っていないなという、つまらない話ですが。当たり前のことだと思いますけれども、施設の管理ということであれば、お年寄りだけでなくて幼い子どもたちの施設の管理者のことがここにはみえていないというのが気がついたといいますか、へ理屈で申しわけありませんが、一つございます。

もう一つは、全国電機商業組合連合会で、このような大変ありがたい活動をされているわけでございますけれども、一方で、都市ガスだとかLPガスについてはどういうことをなさっていらっしゃるのか。都市ガスの場合の大きな器具だと登録がされているので、この器具はこのうちについているとわかるかと思ひます。その辺の実情と、都市ガス業界な

りLPガス業界はどういうことをされていたのか、いるのかということをお聞きしたいということでございます。

○岡部製品安全課長 幼稚園や保育園、お年寄りだけでなく小さな子どもというご指摘、ありがとうございます。我々もそういう観点が無いというわけではございませんけれども、確かにここではわかりにくかったと思います。

それから、ガス機器については、私どもが承知している限り、都市ガスにおきましても、LPガスにおきましても、消費機器の点検を各事業者で行われていると聞いております。そういう意味では、電気よりもガスのほうが事業者によるチェックのチャンスは多いのかなと思っております。

○宮村委員長 青山さん。

○青山委員 ありがとうございます。

2点ほどお願いです。電商連さんは、「街の電器屋さん」と、私たち消費者が本当に頼れるお店という感じがするのですけれども、今のお話のように長期使用製品安全点検制度で届出をするということはガスのほうが進んでいて、電気は一步おくらしているという状況があるかと思えます。そういう意味では、電商連さんは登録についてもぜひお力添えをお願いしたいなと思えますのが1点。

それから、4番目、事業者における製品安全意識の一層の向上のところで、四角の囲みの中に「保守・点検・修理事業者」というのがあります。重大製品事故の原因究明における第三者委員会では、設置事業者あるいは修理やメンテナンスの事業者が配線ミスを行ったり、清掃を依頼したエアコンなんか清掃の事業者がおかしかったりという部分があって事故が発生しているということが結構あります。そういう意味で、ここの四角の保守・点検・修理事業者をきちんと巻き込んで、こういう方もプレイヤーとして、しっかりと安全な企業、事業者として育成していただきたい。そういう意味で、入ってはいますけれども、しっかりとこの方たちも巻き込んでいく努力をしていただきたいなと思えます。

今回、いろいろ考えられる新規の政策提言をしているということについては大変ありがたい、よくここまで考えてくださいましたということにお礼を申し上げたいと思えます。

以上です。

○宮村委員長 プレイヤーも具体的に分類されて対応を進めていきたいという考え方がみえるということですが、何かございますか。点検・修理事業者の方にも積極的に参加していただきたいということですね。

○岡部製品安全課長　ありがとうございます。こういった観点も入れて、これから取り組んでいきたいと思います。

○宮村委員長　大河内さん、よろしく申し上げます。

○大河内委員　皆さんの意見を聞いていたら、私もほとんど同じような意見だったのですけれど、製品を安全につくればつくるほど、私たちの安全意識は遠のいていくという、そこがすごく難しいところです。製品にかかわる消費者を含めたすべての人たちが軸足を安全のほうに移して、社会的に頑張ろうということなのだと思います。今度のいろいろなまとめはとてもよくできていますから、皆さんのご意見と同じですけれども、評価したいと思います。

ただ高齢者宅のところ、ここへ届けるのはなかなか難しいと思います。皆さんが住んでいらっしゃる地域にも問題を抱えているところ、ごみ屋敷のようになっているところは広がっていますし、これからどんどんふえていくと考えられています。そこにはなかなか入りにくい上に、ごみ屋敷ですから、製品事故も起きがちかなと思っています。介護ヘルパーさんは努力して中に入られるかもしれませんが、介護ヘルパーさんは介護保険の中で、契約の仕事をしますから、リコール情報まで気をくばるというのは難しそうだと私は思います。このアプローチは、地域の人たちを巻き込むような工夫が必要かなと思います。

以上です。

○宮村委員長　貴重なご意見、どうもありがとうございました。

野坂さん。

○野坂委員　私は2点、申し上げたいと思います。

1点目はリコール製品のリスク評価の問題です。リスク評価をして対応しようという方向性は大変素晴らしいと思っております。リスク評価によって、どんな効果があったのか、これも分析していただく。つまり、リスク評価の評価が必要だろうと思います。何年かたつと、既につくったリスク評価の意味が薄れてしまうこともあるかもしれない。つまり、時代の流れに応じて、3年か5年かわかりませんが、リバイズをされて、きめ細かに対応するリスク評価にしていきたいと思っております。

2点目は人材の育成、そして優良企業の表彰制度とコミュニティづくりの話です。これだけさまざまな形で製品安全文化ということを強調してきて、その動きが広がっていることは評価したいと思いますし、新たに表彰された企業がコミュニティをつくっていくと、

大変すばらしいと思っています。いわば先進的な取組をされている企業が、さらに上を目指していくということで、それによって社会全体の製品安全に対する意識の底上げにつながっていくのだと期待しております。こうした動きや取組がさまざまな製造事業者、輸入事業者、販売事業者全体の意識のさらなる向上につながるように、今後の交流の場の活動の発展に大いに期待しております。経産省も、その動きと連携して、ぜひ効果を上げていただきたいと思います。

以上です。

○宮村委員長　ありがとうございます。一生懸命やっていただきたいと思いますということで、引き続きお願いします。

井上さん。

○井上委員　まずリコール関係で、いろいろときめ細かくやっていただいて、そのご努力に敬意を表したいと思います。そうはいっても、この世界、100点満点はとりづらい。特にユーザーとか消費者にどうアクションを起こしていただけるのかというのは難しい問題ではないかなと思います。

そういう中で、この審議会だけでできるのかどうか問題はありますけれども、ユーザーというか、消費者側の視点に一回立ってみると、いろいろな情報が流れてくるんですね。そういう中に、生命あるいは財産に関係するようなものとして、もちろんリコールもそうですけれども、例えば「オレオレ詐欺」なんかもそうですし、先ほど悪徳商法の話が出てきました。これから、夏になると、熱中症とかですね。

要は、いろいろなリスクが消費者の周りであって、それを全部縦で、おのおののページごとに情報提供している。それはそれでももちろん大事なことだと思いますけれども、一回消費者視点に立ったときに、いろいろなリスクを包括的に伝えるコンテンツを用意していただけるとよいかと思います。特に最近、時代が変わってきて高齢者中心の社会になってきて、そういう中でいろいろな動き、例えば地域包括ケアシステムみたいなものとか、最近、消費者庁のほうで見守りですか、そういう形で寄り添っていく形に社会がなっていると思うんです。そうすると、寄り添いにかかわってくるプレイヤーの方にコンテンツをデリバリーしてもらうとすると、特定のことも大事ですけども、トータルとして、消費者の生命あるいは財産に対して、こんなリスクがあるんだというのを用意していただくと、それは一つ違った切り口での情報の届け方になるのではないかなと思います。

○宮村委員長　貴重なご意見、ありがとうございました。製品安全だけじゃなくて、関

連する情報を的確に消費者へ届けるような仕組みにしていきたいというご意見と伺ってよろしいでしょうか。

小野さん。

○小野委員 キッズデザイン協議会の小野です。

資料5の最終ページについてお願いがございます。このページの1. にあります子ども向け製品安全教育の推進のところですが、子ども向け製品安全教育の推進では、「小学校高学年を対象として製品安全に関する副読本を作成するとともに、製品安全の体験学習プランを作成する」とあります。特に小学校高学年を対象とするということは、私どもとしても大賛成で、ぜひ実行していただきたいと思っています。

その上でのお願いですが、まず、小学生だからといって、安全について教えるだけとか、理解を促進するだけにとどまらないようにしてほしいと思います。高学年になれば社会とのかかわりを認識し、責任感ももつようになります。数年前ですが、柏の小学校で校内の老朽化した遊具でどのように遊んだらよいか、学校からの働きもありまして、6年生が1年生に教えるという試みを行いました。結果として、全生徒の安全への意識が向上しまして、入れかえ計画が立つまで無事故で使われたと聞いております。

児童の保護者も巻き込んで学習するようなことであれば、保護者だけではなく、子どもたち自身にも役割を自覚させて身近にいる人たちへの安全の気づきや対応が生まれるよう、さまざまな形で参加させてほしい。そんな安全教育というのでしょうか、消費者教育を推進していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○宮村委員長 ありがとうございます。受け身ではなくて、いかに巻き込んで一体となって進めていくか、そういうところにも気を配っていただきたいというご意見だと思います。ありがとうございます。

郷原さん。

○郷原委員 たしか前回の会議で、他の省庁とか消防庁などとの連携を図ったらどうかというお願いをしたと思います。それから、リスク評価という観点も必要ではないかという提案を指摘したと思います。そういう面から、具体的な取組が行われようとしているのは大変素晴らしいことだと思います。

せっかく、このように両方の取組が行われるのであれば、リスク評価の観点を他省庁とか消防庁などとの連携にも反映させたら、もっといいのではないかという気がします。どういう条件下で、どのような危険があるのかというのは当該リコール製品によってさまざま

まだと思います。そういう危険な条件が明示されていると、例えば消防の立入検査の際などにも、こういう危険性がある建物には特にこういう機器があるかどうか気をつけてみないといけないということを注意することにもなると思います。そのあたりの関連性を重視していただければと思います。

以上です。

○宮村委員長　　ありがとうございました。

水流さん。

○水流委員　　今までお話に上がった内容で、システム化であるとか、他省庁との連携であるとか、もう少し高度な知識を積み上げていくとか、再利用できるような形で積み上げていくというところで、リスク評価に関して、先ほどのお話ですと、石油ストーブのことをやらせていただいたときに、経産省のお力添えで、ガス石油機器工業会だけでなく消防庁にも入っていただいて、消防庁でないともっていない火災の情報とか事故情報がありまして、最終的には検察庁にも入っていただかないとわからないこともあったというのがございました。組んでいただきますと、消費者に届けるべき情報のボリュームがかなり増えてくるなというのはわかってきました。

先ほどのリスク評価のところ、重大事故の中で介護ベッドのことを少しやらせていただいたときに、ベッドを最初買ったときの利用者のサイズと、使っているうちに、その方のサイズが変わってくるという問題がありました。実際にデータをとらせていただいて、急性期病院であるとか、介護施設で、入所して、あるいは入院してから退院するまでの間にどのくらいの変化があるかというのをみたときに、やせていくとか、太っていくとか、いろいろあるんですね。

それは治療特性とか病気の特徴とかいろいろあるということもわかってきて、適正なものを使用しているのかということについては、購入したときから何年かたっていくときに、きちんと周りの方が診断してあげないといけないものもありそうだというふうにわかってきたので、そういうこともリスク評価の中には入ってくるかなと思っております。

○宮村委員長　　そういうリスク評価では状況設定をどう考えるか、そういうところもきめ細かく配慮していただきたいと、また専門家の協力も非常に重要だというご意見だと思いますので、そういうことも踏まえて進めていただくと一層効果が高くなると思います。

ほかにございますでしょうか。——よろしいでしょうか。非常に活発なご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

今のご質問とかご意見を踏まえまして、さらに一層リコール情報が周知されますように進めていただきたいと思います。基本的には説明していただいた資料5のとおり行われると思いますが、一層、今日のご意見も踏まえて製品安全の確保に貢献できるように進めていただきたいと思います。

#### 4. コーナン商事に対する電気用品安全法に基づく行政処分について

○宮村委員長 次の議題に移りたいと思います。議題の4になります。コーナン商事に対する電気用品安全法に基づく行政処分について、事務局よりご説明をお願いします。

○岡部製品安全課長 新聞報道などでごらんいただいているかと思いますが、ホームセンターを運営していますコーナン商事におきまして、電気用品安全法違反が多数みられたという事案でございます。コーナン商事が平成13年以降に輸入しました1623品目について、電安法の違反を調査したところ、左下の四角に書いてございますように、事業の届出あるいは基準適合義務の違反、自主検査の違反、適合性検査の違反など、多数の違反が確認されたところでございます。

この違反については、先週金曜日6月27日、電気用品安全法に基づき改善命令及び表示の禁止を行うとともに、商務流通保安審議官名で嚴重注意を行ったところでございます。表示の禁止というのは聞きなれないかと思いますが、PSEマークをつけてはいけないということ、つまり、該当する電気用品が所属する型式については事実上、輸入品の販売停止ということになります。

本件は先週、処分を行ったところでございますが、この後、定期的にコーナン商事からは改善状況についての報告を聴取することにしております。

以上です。

○宮村委員長 ありがとうございました。

今のご説明についてご意見、ご質問ございますでしょうか。

郷原さん。

○郷原委員 コーナン商事の問題は、まず危険性というレベルでどのように評価できることなのか。形式上の違反なのか、それとも、保持をしておく、表示の誤りによって消費者に危険が生じるおそれが具体的にあったのかどうかということ。それと、この企業がこういう問題を起こした背景について、コンプライアンス上の問題とか、何かわかっていることがあれば教えていただきたいと思います。

○宮村委員長 よろしく申し上げます。

○岡部製品安全課長 危険という観点で申し上げますと、もちろん技術基準への適合の確認を怠っていたであるとか、出荷ごとの自主検査を行っていなかったということは、大きな危険もあり得たという違反行為だと思います。ただ、実際の危険がどれほどだったのかということについては、技術基準との適合性について調査をしたところ、今のところ、大きな危険はありません。一方で、技術基準の適合について引き続き確認している品目がございます。この品目については、危険性が判断できたところで適切に処置をしてまいりたいと思います。

それから、この違反の背景については、1つには電安法の知識を十分に持たないまま輸入を拡大していったということが挙げられるかと思えます。聞いているところによりますと、コーナン商事においては、輸入品の比率を上げていくことが目標として各営業部に示されていた時期があったようでございまして、輸入品の比率を上げるために法の遵守がおろそかになったのではないかと。社内体制的にも品質保証関係の部局は人数も少なかったということでもございました。そういうこともあってかと思えますので、コーナン商事に対しては体制の整備も含めて改善を指導していくこととなります。

○宮村委員長 よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。——ただいまの説明、どうもありがとうございました。

## 5. 平成25年度製品安全政策に関する取組状況について

○宮村委員長 最後に議題の5になります。平成25年度製品安全政策に関する取組状況についてのご説明を事務局よりお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○阿由葉製品事故対策室長 平成25年度製品安全政策に関する取組状況についてということで、資料7について説明させていただきます。私、製品事故対策室長の阿由葉でございます。

まず資料の4ページ、5ページを開いていただければと思います。目次となっております。大きくI章として、製品事故の発生状況、1番から5番まで項目がございます。II章として、製品事故の未然防止・再発防止のための対策ということで4項目ほど挙げさせていただいております。非常に厚い資料でございますので、恐縮ですが、ポイントのみの説明とさせていただきます。

6ページをお開きいただければと思います。平成25年度の重大製品事故の受付状況でございます。件数は941件ということで、昨年度に比較しますと136件ほど減少してございます。

それから、被害別、機器別の受付状況でございます。機器別としてはガス機器、石油機器、電気機器といったところ、かつ電気機器が60%程度を占めているといったところでございます。それから、被害別でございますが、火災が非常に多うございまして、全体の8割程度を占めているということ。それから、死亡においても26名の方が亡くなっております。このうち8割程度の方がガス機器から電気機器、電気製品に至る火災を要因とした事故に起因しているものでございます。過去の推移はどういうものが7ページで推移として書いてございます。特に機器別、被害別の内訳については、個々の製品の事故の増減はありますけれども、全体的な傾向に大きな変化はないものと私どもは考えてございます。

次に8ページを開いていただければと思います。受付の中で特に件数の多かったものでございます。まず電気製品でございます。品目としては、エアコン、電気ストーブ、電子レンジ、電気冷蔵庫と、毎年同様の機器でございます。25年においては、扇風機の受付件数がちょっと多目に出て5番目に入っております。それから、燃焼器具でございます。毎年、品目の順位は変わっておりますが、品目としては特に大きな変化はございません。その他の製品でございます。10ページでございます。こちらのほうも自転車、脚立、いす、靴、湯たんぽといったところでございまして、特に大きな品目の変化はございません。

一方、10ページ下のほうから11ページに書いてございますが、生産国別の受付状況でございます。国産が6割、外国産が4割程度になってございます。このうち、外国産のうち中国製の割合が非常に高いといった状況でございます。全体の外国産の中では3割程度を中国産が占めているということでございます。また品目として、電気ストーブ、電子レンジ、自転車等については中国産のものが非常に多いといった状況になってございます。

それから、重大製品事故の公表状況でございます。平成19年度から昨年度まで、重複等を除きまして、全体で7979件が公表されております。内訳が12ページに表となっております。事業者名の公表されたものが3969名、製品事故には非該当といったものが3647件ということでございます。品目の受付件数が多い品目を書いてございますが、基本的には先ほど申し上げました重大事故の受付件数と大きな違いはございません。

13ページ上のほうでございます。今回、一つ分析いたしましたことがございます。これまでに調査が終了した案件について、事故要因の統計をとって見たところでございます。経年劣化を含めました製品に起因する事故が全体の32%程度でございます。それから、製品自体には起因しない事故が全体の5割程度になってございます。それから、製品事故に非該当、結果、原因不明といったものについては、13ページの下でございますが、第三者

委員会で1件ずつ委員の方々にご審議をいただきまして、製品に起因しない事故といったもの等についてご審議をいただいているところでございます。

14ページでございます。平成25年度は3回ほど合同会議を開催させていただいております。

それから、15ページでございます。受付件数が多い品目について製品の原因分析を行っております。原因分析をいたしました結果、製品個別の問題によるものはリコール対応をとられるわけですが、それ以外に製品に起因する共通の技術的な問題等がある場合には、技術基準の改正ですとか強化といった対応を行ってきているところでございます。例えばエアコンは、製品起因として、過去から電源用のコネクター端子間のトラッキング、コンデンサーの経年劣化といったものが非常に多いということがございます。17ページの上のほう四角の囲みの中でございますが、これまで技術基準の改正を行ったり、長期使用製品安全点検・表示制度の表示制度のほうに入れたりしております。また、使用者の誤使用といったところ、使用上の問題については、シーズンにあわせてNITEプレスといった形で注意喚起、周知等を行っているところでございます。

ちょっと飛ばさせていただきまして、22ページ、扇風機でございます。扇風機については25年度、件数が若干多目に出てございます。原因としては経年劣化が想定されているわけでございますので、その辺について、23ページ、四角の中に書いてございますが、繰り返し注意喚起、周知活動を行っております。

それから、24ページは燃焼器具、ガスこんろでございます。ガスこんろの事故については、いわゆる天ぷら火災といわれているものが多うございます。点火したまま、その場を離れるといったようなものです。これについては平成20年に技術基準を改正いたしまして、いわゆるSIセンサーといわれておりますけれども、立ち消え安全装置ですとか、調理油加熱防止装置の搭載を義務化しております。昨年までに関係業界で取り組まれてございまして、累計で200万台を既に出荷されたということでございます。

これにあわせまして、24ページ上のほうでございますけれども、ガスこんろの事故の受付件数で見ますと、平成19年度に対して平成25年度は3割ほど減ってきているといった状況でございます。一方では不注意という事故がございまして、あわせて注意喚起をしていくことは必要だと考えてございます。

また飛ばさせていただきまして、その他の製品でございます。34ページでございます。こちらは自転車が非常に多うございます。特に非製品起因と書いてございますけれども、走

行中に車輪に異物が挟まり急にとまって倒れたといったような状況です。事故の発生状況によりましては非常に大きな、重篤な事故につながる可能性もございます。私どもとしては、毎年、自転車の利用がふえる時期にあわせまして、N I T Eプレスという形で積極的に注意喚起を行っているところでございます。

次に41ページをお願いいたします。リコール未対策品の重大製品事故の発生状況でございます。25年度はリコールが116件発生しております。このうち重大製品事故起因のものが17件、電気製品が11件、その他の製品が6件ということでございまして、網かけの中に書いているような状況でございます。こうした重大製品事故に起因する事故の場合には、事業者の告知とあわせまして、私どものほうでもプレス発表をいたしまして、広く注意喚起を行っているところでございます。

それから、42ページでございます。リコール未対策製品による重大製品事故の発生状況ということでございます。先ほど、または前回の議論の中でのものでございますが、リコール未対策品による重大製品事故が年間100件程度以上発生しているということでございます。平成25年度においては、リコール未対策品による事故は128件起きてございます。また、こういった事故を調査いたしまして、明らかにリコールの原因と同一のものが、43ページ右の表でございすけれども、25年度では96件ということになります。

このようなリコール未対策品の事故が起きますと、私どもでは事業者からリコール対策の取組状況をヒアリングいたしまして、リコール対策の検討を指導させていただいているところでございます。特に注書きに書いてございますが、これも前回ご報告した内容でございますけれども、リコール中の製品で死亡事故が発生したということを受けまして、25年2月には、高齢者・子ども用製品や重大製品事故が多発しているものについて、各社の取組状況を点検いたしまして、その点検結果を整理させていただきながら、4月には重大製品事故が再発している全ての事業者に対して、製品特性ですとか使用者層、使用地域などを踏まえた効果的な追加対策の検討を要請させていただいているところです。あわせまして、販売事業者に対してもリコール情報の消費者への提供というものの協力を要請させていただいております。

44ページ以降、個別の製品で、25年度に複数回事故が発生したものについて例示をさせていただいております。一番多いものでは、44ページの中ほどですが、ノーリツの石油給湯機でございます。下の参考でグラフを書かせていただいておりますが、19年度以降、さまざまな取組をしましてまいりましたところ、25年度で8件まで減少してきているということ

でございますけれども、これがゼロになるというのは非常に厳しいところでございますが、こういった取組、それから、先ほどから議論いただきましたようなリスク評価もしながら重点的な対応をとっていきたいと思っております。

取組の中では、例えば石油商業組合ですとか、ガソリンスタンド、水道整備等への広報活動、関連事業者の広報の協力ですとか、自治会への回覧板ですとか、45ページ、ガスふろがまではガス事業者から改めて顧客リストの提供を受けた設置場所の特定といったようなものをしてしております。46ページ、ちょっと変わったところでは石油ふろがま、長府製作所が書いてございますが、その一番下のポツ、情報提供料といったものを若干高目に設定したりといった努力をされているというところでございます。

47ページではApple JapanのiPodがございまして。これは20年ごろから火災の件数が多いものでございますけれども、48ページにございまして、昨年、新たに登録ユーザーがiTunesというパソコンのソフトに接続した時点で、そういったものをみないと次に進めないといったような手続、システムを構築しているところでございます。

次に51ページでございまして。経年劣化対策ということでございまして。私どもでは平成21年から長期使用製品安全点検・表示制度を設定いたしております。毎年、その事故の状況について安全点検制度、表示制度の対象品目、対象品目以外の製品で経年劣化に起因する事故が発生している製品について整理・分析をしてございます。文章をいろいろ書いてございますけれども、54ページの表の中をみていただきますと、こちらに文章に書いてあるものを取りまとめているといった状況でございまして。25年度の発生状況では、ここに書いているような状況です。石油給湯機が3件、石油ふろがま2件、ビルトイン式食洗機が1件、扇風機2件、エアコン1件、ブラウン管テレビ1件、その他の品目ということでございます。

それから、右の55ページの表でございまして。こういった長期使用に係る経年劣化製品の事故の発生状況です。どれぐらいの期間が経過しますと事故のリスクが高くなっていくのかといったところを整理したものでございまして。特筆されますのが扇風機の関係でございまして。35年以上、40年以上といったところに事故が非常に多い。ほかの製品ではそれほど多くはないということで、扇風機は長期間使われる製品なのかなといったところで、これからの高齢者宅等の取組におきましても重点的に点検をしてまいりたいと思っております。

それから、対象品目に関しては、事故の発生件数について1ppmを超えた場合には点検品目に指定するということをしておるわけですが、今回の分析では、そのような見

直しをする必要あるものは特になかったということでございます。また、表示製品についても特に改めて対応する必要のあるものはなかったということでございます。

それから、点検制度の施行状況でございます。56ページでございます。この制度は所有者票に記載をしていただいて、製造事業者、輸入事業者に登録していただくといったものが前提でございます。そうした中で、26年3月末の時点では前年に比較して約110万件増加してございます。登録率のパーセントでいきますと、1%程度でございますが、台数としては非常に大きなものでございます。

また、56ページの下の方でございます。一番右に書いてございますが、参考といたしまして、各機器の出荷と登録の時期が違ってまいりますけれども、参考までに25年度の状況を単年度でみたところ、全体では40%ということで、近年では、登録状況は高くなってきているのかなということがいえるのかと思います。

それから、これまでの登録率の推移でございます。57ページでございます。登録率が向上するために一昨年の6月にいろいろガイドラインの見直し等をいたしまして、関係事業者の方で取組を進めてきているところでございます。特に取組の中、ガイドラインの見直しの中では、所有者票をみやすくするといった意味で、黄色にしてみるといったこと、所有者票自体を簡素化するというようなこと、それから、特定保守製品の点検時期がきましたときに、それを消費者にお知らせする機能を搭載するというような取組をしてございます。あわせて、流通関係ですとか、不動産・建築関係を含みます各事業者団体等にもこういったものの協力の要請を行わせていただいております。また、消費者等に対する周知という形では、ここに書いておりますようなパンフレットですとか、セミナー等で広く広報させていただいているところでございます。

58ページでございます。特定製造事業者の取組の中で、1つは先ほど申し上げました所有者票の改善でございます。黄色にする、簡素化するというようなことについて、これまでどのような状況かというところでございます。58ページ下の表に書いてございますが、26年3月末では、燃焼機器、電気機器全てあわせて、ほとんど9割程度に進んできているといった状況でございます。

それから、この制度を補完するものとして、特定保守製品への点検時期のお知らせ機能の搭載を取り組んでいただいております。59ページに書いてございますとおり、一例では小型湯沸器ですが、設計標準使用期間にきますと、点検ランプが点滅をするといったようなものでございますけれども、こういったものの搭載を進めてきているところでござい

す。

搭載の状況でございます。ガス機器、石油機器、電気機器ということで、60ページの表にまとめてございます。ガス機器については9割程度の製品にお知らせ機能が搭載されてございます。石油機器の関係では、密閉式の石油温風暖房機は24年度に比較して7割程度と大幅に増加をしてきている。石油ふろがまについても、現在ではゼロと書いてございますけれども、26年4月から機能が搭載された製品の出荷が既に開始されているということでございますので、今後、搭載率の向上が見込まれてございます。また、電気製品においても、浴室用の電気乾燥機等においては6割程度の製品に搭載されてきているといったものでございます。補完的なものではございますけれども、この装置によりまして、消費者に対しては標準使用期間が到達したことをお知らせすることができる。また、消費者から事業者にご連絡をいただくことが可能となるといったことでございますので、この取組についても引き続きお願いをしたいと考えております。

また、60ページ、一番下でございますが、この制度においては個人情報の取扱いが非常に重要になってまいりますので、法律の中でも定めてございますけれども、改めて所有者情報の管理を事業者をお願いしているところでございます。

それから、61ページでございます。N I T Eの製品事故情報収集の状況でございます。N I T Eにおきましては、先ほどまで法律事項でございますが、法律事項以外の非重大製品事故について情報収集・分析をいただいております。平成25年度は4226件ということでございます。年度によりまして品目等の増減がございます。

それから、62ページをごらんいただければと思います。情報提供していただく情報提供元の状況でございます。約半数程度、製造事業者からいただいているといったような状況でございます。

63ページは非重大製品事故情報の活用状況でございます。重大製品、非重大製品事故についても、調査結果をもとに、私どものほうで事故の再発防止・未然防止に活用させていただいております。こういった活動が事業者のリコール注意喚起につながるといった事例として、一部、63ページに記載させていただいておりますとおりでございます。

それから、65ページでございます。製品事故の未然防止・再発防止のための取組として、経済産業省の製品事故の再発防止に向けた取組でございます。1つ目として、子ども服の安全性に関するJ I S化の検討でございます。平成25年度において、J I Sのほうで原案を作成いたしております。先般、報道等なされておりますけれども、この後、製造販売事

業者等への周知期間を経まして、平成27年12月に制定、公布される予定となっております。

それから、(2)でございます。こういった事故調査について、基本的にN I T Eが原因究明のための技術調査を実施しておるわけでございますけれども、こういったものについては調査の迅速化が必要になっておりますので、そういう観点からみております。特に、そういった中では66ページでございますが、消防機関との連携も非常に重要ということで取り組んでおります。それから、関係事業者等におきます注意喚起について、各事業者、団体が行っているものの後援等をさせていただいております。

67ページ、68ページは、先ほど、また前回と、ご説明している内容と同一でございますので、割愛をさせていただきます。

それから、69ページでございます。N I T Eで定期プレス公表を毎月やっております。マスコミに多く取り上げられてございまして、特に映像等については非常に有効なツールだなと考えてございます。

最後のページ、71ページでございます。国際連携の状況でございます。国際的な枠組みとしては、OECDで各国のリコール情報を集約してポータルサイトを立ち上げているところでございますが、こういったものについて積極的に取り組んでいきたいと考えております。中国との関係においては、輸入と製品事故の関係におきまして、連携は非常に重要なところでございます。現在ストップしておりますが、引き続き連携について取り組んでまいりたいと思っております。また、アメリカとの関係においては、特に大きなトピックはございませんが、C P S Cからいただきましたリコール情報に基づきまして、日本国内での製品等に対するフォローをさせていただいているといった状況でございます。

非常に駆け足で恐縮ですが、以上でございます。

○宮村委員長 非常に多面的な報告をしていただきまして、どうもありがとうございました。特に登録率は全製品で向上しているという成果もあるようでございますので、引き続き取組を進めていただきたいと思います。

今のご説明について、ご意見、ご質問ございますでしょうか。——特にございませんか。

ご意見ございませんようですので、今日一日、非常に活発な議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

最後に、事務局から事務連絡をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○岡部製品安全課長 本日の議事録に関しては、事務局で作成した上で後日、委員の皆様

様にご確認いただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

○宮村委員長　今日は本当にいろいろなご意見を伺いまして、今後の製品安全を一層推進していくのに役立てていきたいと思えます。

以上で、第2回の製品安全小委員会を終了いたしたいと思えます。ご多忙中のところ、長時間にわたりご熱心にご議論いただきまして、まことにありがとうございました。感謝申し上げます。

——了——